最終更新日：2018年5月15日

夢の街創造委員会株式会社
代表取締役社長　中村　利江
問合せ先：03-6777-0877
証券コード：2484
http://www.yumenomachi.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、社名の「夢の街創造委員会」に掲げる“あったらいいな。をカタチにする夢の卵”、”ゼロから創り出す”、”委員会活動のように活発に！”を経営理念とし、持続的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、経営の効率化、意思決定の迅速化及び透明性の高い健全な経営に向けた取組みを推進しており、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び株主重視の公正で透明性のある経営システムを構築し維持していくことが重要な経営課題であると考えております。また、法令の遵守につきましては、有識者（弁護士・公認会計士）の意見を参考にして社内研修会を開催するとともに、外部の研修会にも積極的に参加しており、「株主・取引先・従業員・社会に対する継続的な企業価値の増大」を図るための経営統治機能と位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
LINE株式会社	8,800,000	20.00
中村利江	5,682,000	12.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,063,400	11.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,687,700	6.05
株式会社朝日新聞社	2,304,800	5.19
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY（常任代理人香港上海銀行東京支店）	1,279,937	2.88
一村哲也	1,175,200	2.64
ザ バンク オブ ニューヨーク 133524（常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部）	1,066,500	2.40
ザ バンク オブ ニューヨーク 133652（常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部）	835,700	1.88
野村信託銀行株式会社（投信口）	754,500	1.69

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・大株主の状況は2018年2月28日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式3,893,637株があります。
・2017年10月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、Joho Capital, L. L. C. が2017年10月5日現在で次のとおり当社の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年2月28日現在における同社の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりです。
［氏名又は名称（所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合）］
Joho Capital, L. L. C.（1,760,600株、3.97%）
・2017年11月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーが2017年6月15日現在で次のとおり当社の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2017年10月31日現在における同社の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりです。
［氏名又は名称（所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合）］
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー（2,184,200株、4.92%）
・2017年11月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ワサッチ・アドバイザーズ・インクが2017年11月15日現在で次のとお

り当社の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年2月28日現在における同グループの実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりです。

〔氏名又は名称（所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合）〕

ワサッチ・アドバイザーズ・インク　(2,316,875株、5.22%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	8 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、LINE株式会社の被持分適用会社でありますが、当社グループの経営方針および政策決定、事業展開については、独自の意思決定によって進めております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
舛田淳	他の会社の出身者							○	○			
中島賢	他の会社の出身者											
上山浩	他の会社の出身者											
藤井英雄	他の会社の出身者							○	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
舛田淳		―――	事業戦略や戦略アドバイザーとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社およびLINE株式会社の両社の経営資源を活かし、シナジーを最大化する経営戦略の策定に貢献頂けると判断し、社外取締役として選任しております。

中島賢	○	独立役員として指定しております。	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験及び優れた識見を有しており、また、各種団体の理事等の要職を歴任された同氏の幅広い人脈を当社の経営に反映いただくことで、当社の取締役として、グループ経営全般の質的向上に向けた意見及び提言を頂くとともに、適切な経営執行の監査機能を期待し、社外取締役として選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 中島氏は当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当しておらず、また当社経営陣からの指示命令を受けることもないため、独立性が高いことから、独立役員に適任であると判断し、指定いたしました。
上山浩	○	独立役員として指定しております。	弁護士、弁理士として豊富な経験と専門知識を有しており、その経験と高い見識を主にコンプライアンス経営に活かしていただけると判断したため、選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 上山氏は当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当しておらず、また当社経営陣からの指示命令を受けることもないため、独立性が高いことから、独立役員に適任であると判断し、指定いたしました。
藤井英雄		―――	eコマースやマーケティングにおける豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社およびLINE株式会社の両社の経営資源を活かし、シナジーを最大化する経営戦略の策定に貢献いただけると判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	1	0	1	0	3	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―

補足説明 更新

取締役、監査役の選定および経営陣の選解任にあたり、その決定プロセスの透明性、客観性を高めるため及び当社グループの中長期的な発展に資する後継者の育成を行うため、取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員長を務め、委員全員を社外取締役・社外監査役で構成する任意の指名諮問委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査法人の統括（監査時及びショートレビュー時）に出席し、期中会計処理及び業務処理について問題がないか確認しております。また、内部監査に際しては、担当者へのヒアリング時に常勤監査役が適宜同席し、アドバイスを受けると共に、監査役自体の社内業務・運営への理解を深めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木孝光	他の会社の出身者													
赤塚宏	他の会社の出身者													
辻哲哉	他の会社の出身者													
奇高杆	他の会社の出身者									○	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木孝光	○	独立役員として指定しております。	飲食業界における幅広い事業運営・経営執行の経験を有しており、高い専門性と客観性・中立性をもって適切な取締役の職務執行の監督がなされることを期待し、社外監査役として選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 鈴木氏は当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当しておらず、また当社経営陣からの指示命令を受けることもないため、独立性が高いことから、独立役員に適任であると判断し、指定しております。
赤塚宏	○	独立役員として指定しております。	事業会社における幅広い管理統括業務の実績を有していること、また、企業経営に関する知識、経験が十分であり、監査役としてコーポレートガバナンスの充実、確立に貢献していただけると考え、社外監査役として選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 赤塚氏は当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当しておらず、また当社経営陣からの指示命令を受けることもないため、独立性が高いことから、独立役員に適任であると判断し、指定しております。

辻哲哉	○	独立役員として指定しております。	弁護士として豊富な経験、見識を有しており、専門的見地からの有用な助言をいただけると考え、社外監査役として選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 辻氏は当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当しておらず、また当社経営陣からの指示命令を受けることもないため、独立性が高いことから、独立役員に適任であると判断し、指定しております。
奇高杆		―――	豊富な監査経験を活かし、より多角的な目線での監査を強化するのに適任だと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績目標の達成ならびに持続的な企業価値向上を目指すにあたり、取締役の達成意欲および士気を一層向上させることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

株主価値を意識した経営の推進を図るとともに、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書に社内取締役の報酬総額、社外取締役と社外監査役を含む社外役員の総額それぞれの金額を開示しております。
取締役及び監査役に対する報酬等の総額(平成29年8月期)
取締役(社外除く) 4名 72,844千円
監査役(社外除く) －名 －千円
社外役員 5名 12,500千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役会の報酬は、透明性・客観性を担保するため、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを総合的に勘案し、取締役会が決議した方法にて決定することとしております。
監査役の報酬等については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営及び事業運営に関して、適宜アドバイスを受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役会設置会社であります。また、監査役4名全員が社外監査役であります。
取締役会
社内取締役5名、社外取締役4名の計9名で構成されております。定時取締役会は毎月1回開催しており、監査役4名も出席し取締役の業務執行を監視しております。社外取締役も選任されているため、経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場での幅広い見識や知見を取り入れることができ、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

指名諮問委員会
取締役会の決議に基づき設置された諮問委員会で2名以上の独立社外取締役および独立社外監査役で構成されております。指名諮問委員会では透明性、客観性を高めるべく、取締役、監査役の選定をはじめ経営陣の選解任および当社グループの中長期的な発展に資する後継者の育成に関する事項について都度開催しており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した独立役員のみで構成し、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

監査役会
常勤監査役1名、非常勤監査役3名の計4名によって構成されております。監査役は監査役会を毎月1回開催しており、その他にも監査役は取締役会への出席のほか、取締役の意見聴取や資料の閲覧、稟議案件その他の業務及び財産状況を調査し、内部監査人との連携を十分にとり業務監査に万全を期しております。また、監査法人とも連携を十分にとり会計監査に万全を期しております。
会計監査は、新日本有限責任監査法人に依頼しており、定期的な会計監査のほか、会計上の課題について随時確認を行い、適正な会計処理に努めております。
当社はこの他にも、以下のような機関によりコーポレート・ガバナンスに関する体制を構築しております。

経営会議
取締役及び執行役員が出席し、毎週1回程度開催し、経営の執行に関する重要事項の審議・報告を行っております。

部門間連携ミーティング
取締役及び各グループマネージャーが出席し、毎週部門間連携ミーティングを開催しており、業務執行における問題解決や情報共有、相互の連携方法や役割分担に関するすり合わせ等を行い、経営の迅速化及び効率化に努めております。
これらの関係を図示すると以下のとおりとなっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会を設置し、社外監査役4名による監査体制が経営監視機能として有効に機能すると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。また、経営の意思決定機能と業務執行を監督する機能である取締役会は、取締役9名（うち社外取締役4名）で構成されており、経営環境の著しい変化に対応し、経営の透明性実現のため経営判断の適正性と迅速な業務執行が可能な経営体制をとっております。なお、当社の企業統治の体制は、事業規模等を勘案したものであり、効率的かつ効果的に機能すると判断しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は毎年11月に株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2015年（第16期定時株主総会）から、インターネットによる議決権行使の仕組みを導入しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に機関投資家を直接往訪しております。また半期毎に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://yumenomachi.co.jp/ir_information/ir_top.html 参照	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画グループにIR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、事業を通して社会へ積極的な貢献を行うことで、顧客、株主、従業員、取引先、社会と ともに発展を遂げる企業を目指しており、このことを「夢の街創造委員会株式会社企業行動規 範」で定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において内部統制基本方針を制定し、法令遵守はもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組む旨を宣言しております。取締役及び使用人の職務執行については、代表取締役社長直属の内部監査室において各部門に対する内部監査を定期的に実施するとともに、代表取締役をプロジェクトリーダーに、管理部門責任者、システム部門の責任者等がメンバーとなり、常勤監査役、社外監査役も適宜参加する内部統制整備プロジェクトにおいて、全社横断的にコンプライアンスに対する取り組み状況や、事業活動が定款に適合することをチェックする体制を整備しております。

コンプライアンス教育については、当社の基本方針となる企業行動規範やコンプライアンス・リスクガイドラインを制定し、取締役及び使用人へ周知するとともに、社内規程としてはインサイダー取引防止管理規程等を整備した事業運営を行っております。

社員教育として、全社員に向けた講習を定期的に実施することで、業務に関する最新の法律、規制等が周知されるように努めるとともに、公益通報者保護法に基づいた措置等を適切に運用し、コンプライアンス違反がなされた場合の発見が行える体制整備を図っております。

取締役の職務執行に対しては、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底し、毎週行われる経営会議では、常勤監査役とともに社外取締役も参加し、職務執行が適切になされているかの監督を行っております。また、社外監査役に1名弁護士を起用し、専門的かつ客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は反社会的勢力対応規程を制定し、その中で、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する方針を定めております。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況
1) 対応統括部署及びおよび不当要求防止責任者の設置状況
当社は反社会勢力排除に向けた対応部署を人事総務グループとし、その管掌取締役を責任者としております。また、必要に応じて各事業部門等に反社会的勢力対応責任者及び同対応担当者を置き、反社会的勢力への適切な対応を行っております。

2) 外部の専門機関との連携状況
警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関、部門と日頃から連絡を取り連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでおります。

3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
対応統括部署において、反社会的勢力への対応に資する情報を日頃から収集・管理し、反社会的勢力対応責任者及び同対応担当者に共有しております。

4) 対応マニュアルの整備状況
反社会的勢力への過去の対応実績に関する社内資料や関連する外部資料を保管し、適宜利用できる体制を整備しております。

5) 研修活動の実施状況
社内において反社会的勢力に関する情報を共有するほか、担当部門である人事総務グループや関連する内部監査部門での反社会的勢力への対応能力を向上させるため、定期的な教育を行っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

1．会社情報の開示基準
当社グループは、「デスクロージャーポリシー」を制定し、金融商品取引法等関係諸法令、株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」という)等の法令遵守はもとより、高い倫理観をもって企業活動を行うとともに経営の透明性確保のため、投資者の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーへ、重要な会社情報を迅速、正確かつ公平に提供するよう努めております。
2．会社情報の開示方法
適時開示規則上開示が求められる会社情報の、「決定事実に関する情報」については取締役会決議等の会社の業務執行を実質的に決定する機関による決議･決定が行われた時点で、「発生事実に関する情報」についてはその発生を認識した時点において、速やかに開示が行えるよう社内体制を整備し、株式会社東京証券取引所の「適時開示情報伝達システム」(TDnet) による開示を行っております。
また、適時開示規則で定めていない会社情報についても、同伝達システムならびに適切な方法により、可能な限り正確かつ公平に提供するよう努めております。
3．沈黙期間
当社グループは決算情報の漏洩防止と公平性確保のため、決算期日の概ね3週間前から決算発表日までを沈黙期間として決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしております。ただし、この沈黙期間中に業績予想を大きく乖離する見込みが発生した場合には、適時開示規則に基づいて速やかに開示いたします。

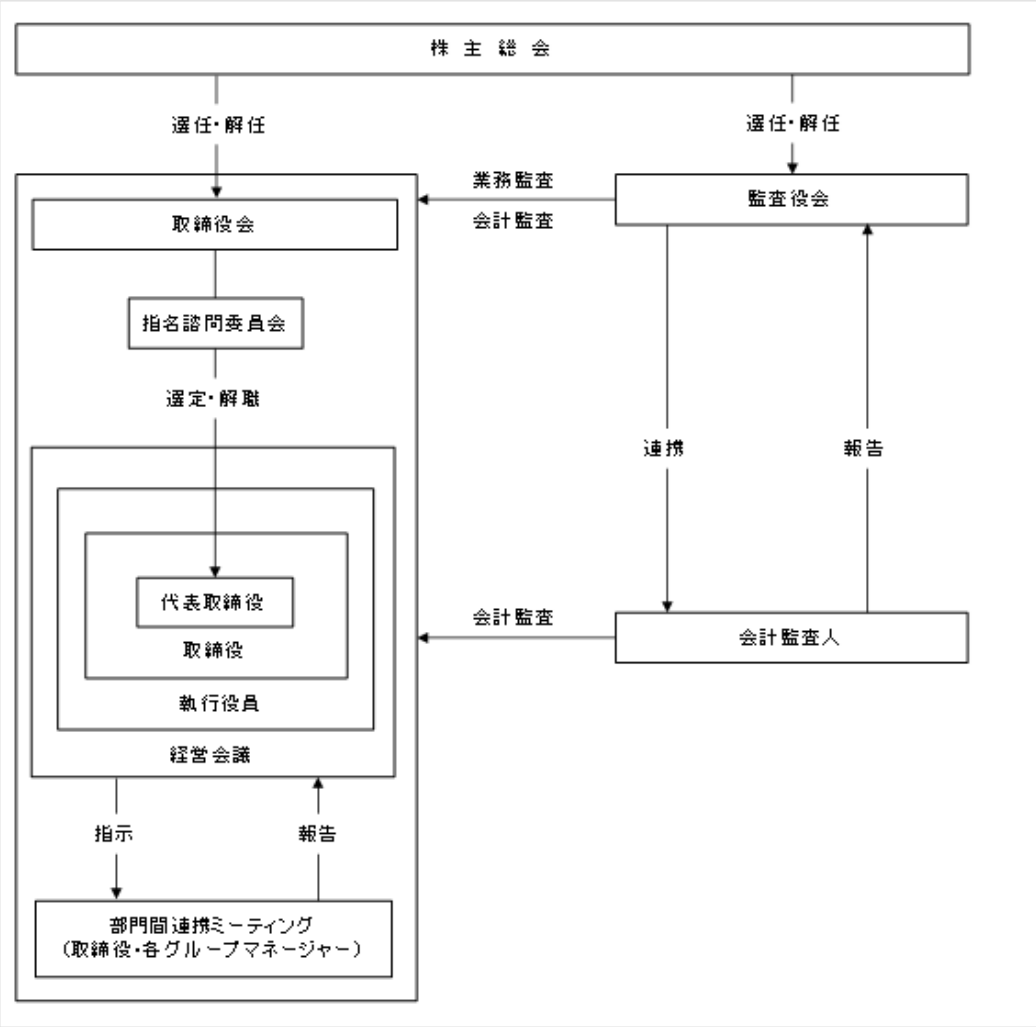

適時開示体制概要図

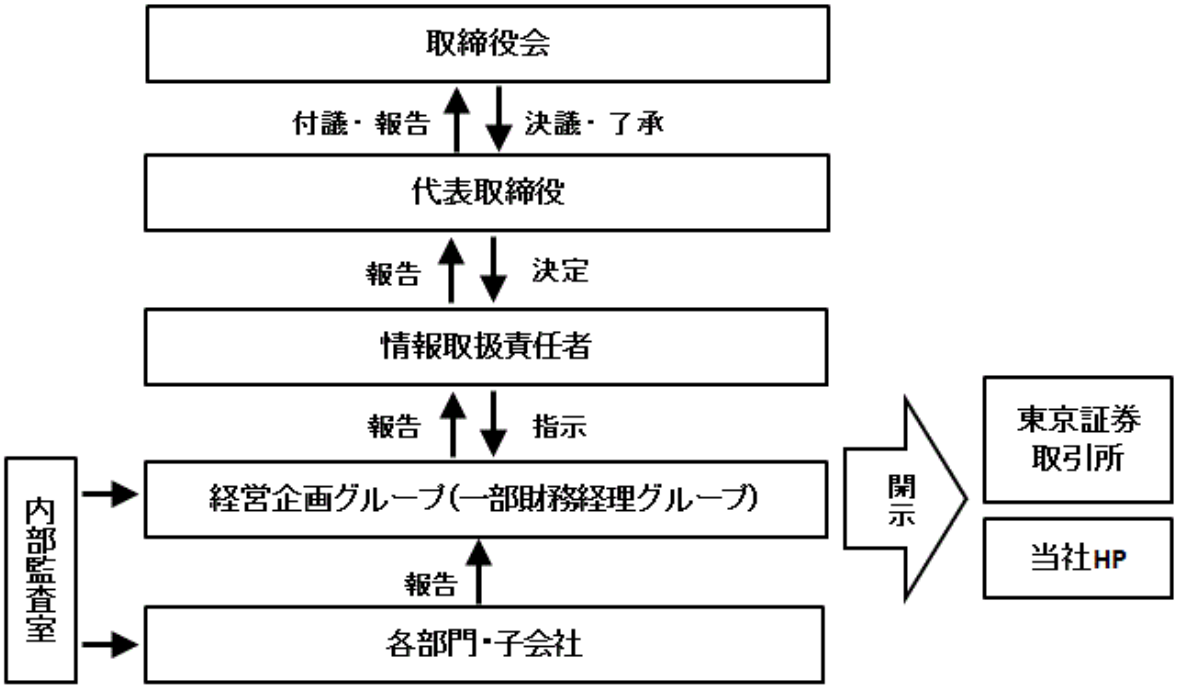
取締役会
付議・報告
決議・了承
代表取締役
報告
決定
情報取扱責任者
報告
指示
内部監査室
経営企画グループ(一部財務経理グループ)
報告
各部門・子会社
開示
東京証券取引所
当社HP